

題 名：マイナポイントの事業期間延長及びマイナンバーカードの
受取について

本 文

税務住民課 戸籍年金係から、
マイナポイントの事業期間延長及び
マイナンバーカード受取についてのお知らせです。

国の消費活性化対策である
累計2万円までのチャージ等によるお買い物で5千円分のポイントが貰える
「マイナポイント事業」がこの度12月末日まで事業期間が延長されること
になりました。

対象は、4月30日までにマイナンバーカードを既にお持ちの方か、申請手続き
をされた方となりますので、是非、利用についてご検討ください。

また、4月30日までに申請をされた方で、カードの受取がお済でない方は、マ
イナポイント事業のお申込みができませんので、速やかにお受け取りをお願い致
します。

毎週月曜日は午後8時まで事前予約制の夜間受付をしていますので、カードの
受取、マイナポイントの申込等にご利用下さい。

ご予約及びお問い合わせは、

役場 税務住民課戸籍年金係

電話6-5111 内線114又は115までご連絡下さい。

以上、マイナポイントの事業期間延長及び
マイナンバーカード受取についてのお知らせでした。